

令和 7 年 12 月 1 日

関係者各位

香川県知事指定検査機関
公益社団法人香川県浄化槽協会

浄化槽法定検査手数料の改定について（お知らせ）

平素より、浄化槽の適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、法定検査の手数料につきましては、平成 9 年（1997 年）の改定から、経費削減や業務の効率化等により設置件数の多い 5～10 人槽の手数料の値下げ、他の人槽については現行料金の維持に努めてまいりました。

しかしながら、昨今の急激な物価高騰及び労務費の上昇によって、現行手数料の維持が困難となり、県と協議の上、やむなく法定検査手数料を改定することとなりました。

手数料の改定につきましては、香川県知事より承認を受け、令和 8 年 4 月 1 日から新料金で実施させて頂くこととなりました。

このたびの手数料改定につきましては、関係者の皆様にご負担をお掛けいたしますが、当協会は今後とも事業の適正な執行と地域の水環境の保全に寄与する団体として、皆様の信頼を頂くよう努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

浄化槽法定検査手数料

改定時期：令和 8 年（2026 年）4 月 1 日

処理対象人員 （人槽）	7 条検査手数料		11 条検査手数料	
	3 月 31 日までの 手数料（円）	4 月 1 日以降の 手数料（円）	3 月 31 日までの 手数料（円）	4 月 1 日以降の 手数料（円）
5～10	9,700	10,700	4,600	5,500
11～20	11,100	12,300	6,700	7,600
21～50	12,300	13,600	7,900	9,000
51～100	13,700	15,100	12,700	13,800
101～500	15,200	16,700	14,000	15,200
501～	16,800	18,400	15,500	16,800

香川県公示(令和 7 年 12 月 1 日付)

7 条検査手数料につきましては、令和 8 年 4 月 1 日以降の届出受付分から、また、11 条検査手数料につきましては、令和 8 年 4 月 1 日検査実施分から改定料金が適用されます。

【お問合せ先】公益社団法人香川県浄化槽協会
TEL 087-881-6600 FAX 087-881-6670